

マイナンバーを利用した情報連携の運用開始時期について

共済組合では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に規定されている個人番号利用事務実施者として、2017年1月から組合員・任意継続組合員及び被扶養者のみなさんのマイナンバーを収集し、2017年7月から地方公共団体等との情報連携にマイナンバーを利用する予定でしたが、このたび総務省から、短期給付及び福祉事業関係については2018年7月から、長期給付関係については日本年金機構の運用開始時期に合わせて（※）情報連携の運用を開始する予定である旨通知がありましたのでお知らせします。

ただし、届出書等にはこれまでどおりマイナンバーを記入していただくこととなりますのでご注意ください。

マイナンバーを利用して行う主な事務（予定）

短期給付及び福祉事業関係	<ul style="list-style-type: none">・医療費等の短期給付の決定、支給、相談に関する事務・貯金事業における障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度に関する事務 など
長期給付関係	<ul style="list-style-type: none">・年金等給付の決定、支給、相談に関する事務・年金等給付に係る源泉徴収票等作成事務 など

※ 日本年金機構における運用開始時期が現時点で未定